

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	
		② 上記以外の税目	固定資産税：外（地方税 36）
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特別措置法」という。）第二条第二項に規定する発電設備）（※）について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。 ・太陽光発電設備（再エネ特別措置法の認定に係るものを除く。自家消費型補助金の交付を受け取得した設備に限る。）） 1,000kW 以上 3/4（7/12～11/12） 1,000kW 未満 2/3（1/2～5/6） （以下の4設備は再エネ特別措置法の認定に係るものに限る。） ・風力発電設備 20kW 以上 2/3（1/2～5/6） 20kW 未満 3/4（7/12～11/12） ・中小水力発電設備 5,000kW 以上 3/4（7/12～11/12） 5,000kW 未満 1/2（1/3～2/3） ・地熱発電設備、 1,000kW 以上 1/2（1/3～2/3） 1,000kW 未満 2/3（1/2～5/6） ・バイオマス発電設備 1 万 kW 以上 2/3（1/2～5/6） 1 万 kW 未満 1/2（1/3～2/3） ※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。 《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長し、令和8年3月 31 日までとするとともに、対象となる太陽光発電設備について、地域と共生した再エネを促進するための所要の見直しを行う。 《関係条項》 地方税法附則第 15 条第 25 項
5	担当部局		資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和5年8月 分析対象期間：令和2年度から令和 7 年度

7	創設年度及び改正経緯		平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設 平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止（サンセット）。 平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設 平成 26 年度 適用期限の2年延長 平成 28 年度 適用期限を2年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を1/3から1/2へ深掘り。 平成 30 年度 適用期限を2年延長し、5電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減。 令和 2 年度 適用期限を2年延長し、中小水力発電設備については発電規模に応じて割合を一部縮減。 令和4年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間		2 年間（令和6年4月1日から令和8年3月 31 日まで）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第6次エネルギー基本計画（令和3年 10 月 22 日閣議決定）において、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源であることから、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととしている。 また、2030年度におけるエネルギー需給の見通しとして、再生可能エネルギーについては、「足下の導入状況や認定状況を踏まえつつ、各省の施策強化による最大限の新規案件形成を見込むことにより、3, 130億kWh程度の実現を目指す。その上で、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けては、もう一段の施策強化等に取り組むこととし、その施策強化等の効果が実現した場合の野心的なものとして、合計3, 360～3, 530億kWh程度の導入、電源構成では36～38%程度を見込む。なお、この水準は、上限やキャップではない。今後、現時点で想定できないような取組が進み、早期にこれらの水準に到達し、再生可能エネルギーの導入量が増える場合には、更なる高みを目指す。」としている。 一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と再エネ特別措置法の措置による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。

		《政策目的の根拠》 第 6 次エネルギー基本計画(令和3年 10 月 22 日閣議決定) エネルギーミックス(令和3年 10 月「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」) GX 実現に向けた基本方針(令和5年2月 10 日閣議決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2030 年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。 再エネ全体:36～38%程度(3,360～3,530 億kWh) 太陽光 :14～16%程度(1,290～1,460 億kWh) 風力 :5%程度(510 億kWh) 水力 :11%程度(980 億kWh) 地熱 :1%程度(110 億kWh) バイオマス:5%程度(470 億kWh) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多く、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。本特例措置は導入当初の固定資産税を軽減するものであり、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができることから、本措置は有効である。

10	有効性等	①	適用数	(件)																				
		<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 2</td><td>令和 3</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>251</td><td>220</td><td>166</td><td>169</td><td>精査 中</td><td>精査 中</td></tr></table>							年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	適用件数	251	220	166	169	精査 中	精査 中		
		年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7																
		適用件数	251	220	166	169	精査 中	精査 中																
<推計方法> 太陽光発電設備については、令和5年度までは令和3年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとし推計。																								
②	適用額	(百万円)																						
				<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 2</td><td>令和 3</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td></tr><tr><td>適用額</td><td>122,414</td><td>161,338</td><td>107,738</td><td>85,351</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr></table>							年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	適用額	122,414	161,338	107,738	85,351	精査中	精査中
年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7																		
適用額	122,414	161,338	107,738	85,351	精査中	精査中																		
				<推計方法> ○令和3年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値を記載。 ○令和4年度以降の推計方法は、上記適用数に、調達価格等算定委員会のシステム費用想定値を乗じた取得価格より算出。																				
				③	減収額	(百万円)																		
				<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 2</td><td>令和 3</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td></tr><tr><td>適用額</td><td>1,714</td><td>2,259</td><td>1,508</td><td>1,195</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr></table>							年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	適用額	1,714	2,259	1,508	1,195	精査中	精査中
年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7																		
適用額	1,714	2,259	1,508	1,195	精査中	精査中																		
				○令和3年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の実績値に、固定資産税率(1.4%)を乗じて算出。 ○令和4年度以降の推計方法は、上記適用額に、固定資産税率(1.4%)を乗じて算出。																				
				④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》																		
				○達成目標の実現状況 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標:2030年度に36～38%) (出典:総合エネルギー統計(確報値))※()内は水力を除く数値 2017年度 16.0%(8.1%) 2018年度 16.9%(9.2%) 2019年度 18.1%(10.3%) 2020年度 19.8%(12.0%) 2021年度 20.3%(12.8%)																				
				○所期の目標の達成状況 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は20.3%(水力を除いて12.8%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。																				
				《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》																				
				当省が実施したアンケート調査(※)によると、再生可能エネルギー発電設備の導入に際し、租税特別措置等によって、一定数が「資金繰りの改善につながった」と回答しているほか、特に投資の可能性を高め																				

			る効果の高い支援として「初期コストの負担減に係る支援」と回答しており、導入初期のキャッシュフロー改善効果や投資意欲を高める効果があると示されている。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、令和 4 年 3 月末までで累計約 6,700 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 同アンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の 38% が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、FIT 認定設備を税制の対象としていた平成 27 年度までは約 1,630 万 kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成 28 年度以降は約 5.4 万 kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約 295 万 kW の導入促進効果があったとみられる。 (※) 令和 4 年度再生可能エネルギーに係る税制措置等に関するアンケート調査
		⑤ 税込減を是認する理由等	再生可能エネルギー設備導入支援は、広く事業者全般を対象とするものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。 本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成 24 年 7 月の再エネ特別措置法の施行後、各電源において一定程度導入が進んでいるが、2030 年度のエネルギーミックスに向けた導入進捗率は、太陽光発電では約 60～68%、中小水力発電では約 95%、バイオマス発電では約 86%、地熱発電では約 40%、風力発電では約 22%であり、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。 第 6 次エネルギー基本計画においては、「再生可能エネルギーに関しては、S+3E を大前提に、2050 年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特別措置法の認定に係る設備を特例措置の対象とする。 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	融資：日本政策金融公庫の低利融資 制度：再エネ特別措置法による支援措置 予算：需要家主導による太陽光発電導入促進補助金、地域脱炭素の推進のための交付金 【他の支援措置との役割の違い】 固定資産税の課税標準の特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降（主に設備導入後 2 年目以降）の税負担を 3 年間軽減し、導入初期（導入後 2 年目以降）のキャッシュフローを改善させるもの。 他の支援措置の目的等は以下のとおり。 ○日本政策金融公庫の低利融資（融資） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。

			○再エネ特別措置法による支援措置（固定価格買取制度等）（制度） 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。 ○需要家主導による太陽光発電導入促進補助金は、需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP 制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援するもの。また、地域脱炭素の推進のための交付金は、脱炭素先行地域づくりや地域脱炭素に向けた再エネ発電設備・蓄電池の導入などの重点対策を加速的にかつ複合実施する地方公共団体を支援するもの。民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業は、民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入の促進を支援し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図るもの。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するもの。 また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であることから、地域特性を生かしつつ地域主導で導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。具体的には、地域の産業創出や雇用確保等の地域活性化につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月